

三浦市議会議員政治倫理審査会記録（第5回）

- 日 時 令和3年7月15日 午後1時59分～午後3時17分
午後3時56分～午後3時57分
- 場 所 第一会議室
- 審査事項 政治倫理基準違反の行為の存否について
- 出席委員 委員長 出口眞琴
副委員長 溝川幸二
委 員 寺田一樹、鈴木敏史、長島満理子、小林直樹、神田眞弓
- 議 長 草間道治
- 調査対象議員 藤田 昇
- 出席議会事務局職員 高梨久子議会総務課長、長島ひろみ議事グループリーダー
-

- 委員長 ただいまより三浦市議会議員政治倫理審査会を開きます。

初めに申し上げます。本日の審査会については、報道関係者から写真撮影の申出がありました。許可いたしますので、会議の支障とならない範囲でお願いいたします。

本日は、お手元の次第どおり、引き続き政治倫理基準違反の行為の存否について審査を進めてまいります。

本日は、調査請求の対象議員であります藤田 昇議員から聴取を行います。

出席をお願いいたします。

[藤田 昇議員 着席]

- 委員長 それでは、藤田議員から事情をお聞きするため、出席をいただきました。

本日は、まず、調査請求の対象とされました件について、ご意見も含めて全体的な説明を頂き、その後、各委員から質疑をいたしますので、お答えください。

それでは、藤田議員から説明をお願いいたします。

- 藤田議員 議会の皆様、また政治倫理審査会の委員の皆様、お忙しい中、貴重な時間を割いていただきまして、大変に申し訳ありません。

3月10日の都市厚生常任委員会、陳情審査に係る私の発言により、陳情者である調査請求者に対しましては恐怖心を与えるような発言となり、3月18日の都市厚生常任委員会の席上、おわびをさせていただきましたが、改めてこの場をお借りし、調査請求者に多大なるご迷惑をおかけいたしましたことを心よりおわび申し上げます。

また、これまでの謝罪についてですが、3月10日の委員会の後日、同じ地元議員の出口委員長に同行していただき、調査請求者のところへ謝罪に行くことにしていましたが、草間議長と出口

委員長で行かれることとなりました。また、3月18日の委員会終了後、調査請求者に発言に対する謝罪をしたいので、草間議長及び議会事務局長にも調査請求者への面会をお願いしましたが、「会わない」と断られてしまいました。調査請求者においては、体調を壊されておられることに心を痛めております。一日も早い回復をお祈り申し上げます。

また、東日本大震災被災地への復興義援金シャツ事業について説明をさせていただきます。

平成23年度に開始し、協同組合三浦市商店街連合会を中心に義援シャツ販売実行委員会が立ち上げられ、事務局であった商工会議所より連絡があり、洋品関係の店舗の方々に見積り提出の依頼をしているのでマリーさんも見積りをお願いできないかと当時の担当者から連絡がありました。当初は、議員だったので一度は会議所にお断りしたのですが、再度、多くの店舗から見積りが欲しいので協力してほしいと頼まれ、会議所からは、市の事業ではなく東日本復興支援義援金シャツ実行委員会で行う事業なので、東北への義援金のため、ぜひ協力してほしいとの依頼が再度あり、見積書を提出しました。

私どもの店は、母の代より60年間以上経営をし、洋品店として岬陽商店街設立から加入してきており、また三浦商工会議所にも加入をしてきました。当時、会議所では市内16店舗の見積り依頼をしたそうですが、納品方法の条件として各店舗で注文者に直接納品することなどがあり、結果、2社からの提出となり、私どもマリーとY社の2社に決定をしたそうです。その後、会議所では平成30年度に販売価格の適正を確認するために、再度、加盟店に見積り依頼を行いました。他事業者が現状販売価格以下の金額は難しいこと、また納品方法に対応できないため、同じ事業者に発注をしてきているということでした。また、会議所に確認をしましたが、三浦市商店街連合会としては被災地支援の観点から、できるだけ安価に希望者にシャツを提供することで、より多くの義援金を皆様からお預かりすることを目的に、定期的に加盟店舗に見積り依頼をし、事業を実施してきているとのことでした。ちょうど昨年、10年で完了となりましたが、そのような中で取組をしてきたそうです。

また、今回の調査請求者からの疑問の中に、東北の復興支援ポロシャツの受注者の条件は商店会会員となっているとありましたが、三浦市商店街連合会と商工会議所に確認をさせていただきましたが、商店会の会員でなくても問題はないとのこと。また、令和2年度義援金シャツ販売要綱においても、商店会の会員でなければ受注ができないとはありません。平成23年、義援金シャツの取扱いが開始をされた時点ではもちろん私どもマリーが会員であったということを申し添えておきます。

岬陽商店街には、母が亡くなり店を閉店した後も岬陽商店街会費はしばらく納めてきておりましたが、岬陽商店街の〇〇会長に相談をしておりましたが、自宅で商売を続けますので、離れていてもよければ岬陽商店街に加入を継続していくことを伝えましたが、〇〇会長は、また皆で相談してから連絡するとのことでした。その後、コロナ禍になってしまい、そのままの状態でしたが、先日も〇〇会長のところに確認に行ってきましたが、場所も離れているし、こんな時期だか

らこのままでよいのでは、とのことでした。現在も三浦商工会議所の会員にはなっていて、会費も納め続けております。今回の調査請求者の疑惑の持たれるような問題は一切ありません。

次に、三崎小学校のプリントTシャツについてですが、調査請求者の資料5にもありましたが、なぜ三崎小のTシャツを受注したのか、経緯を説明します。

平成28年5月頃に〇〇当時教頭さんより連絡があり、「藤田さんが商工会議所でやっている東北への義援金シャツを扱っているの、相談があるのですが」と言われて行ったところ、「東北への義援金シャツを教職員の代表で三崎小のオリジナルTシャツとしてやりたいのですが、できますか」との相談がありました。そこで、会議所でやっていることですので会議所に相談をしたところ、義援金を頂けるならよいですよとの返事をいただき……、今日お持ちさせていただきましたが、このようなツナ之介の入った、500円の東北への義援金をつけたTシャツを三崎小学校オリジナルで、このように背中に——三崎小学校の〇〇さんが考えたみたいですけど、このプリントTシャツを作って東北の義援金に入れさせていただきたいというお話で相談があったので会議所にお話ししたところ、会議所では、構わない、義援金を頂けるならいいですよというお返事を頂きました。そのことで、私のほうで作成することになりました。

その後、9月にかけて、教職員を対象に今の義援金Tシャツとして販売をしたそうです。その後、三崎小のマーク——後ろの波のマークのTシャツが非常に人気が出て、保護者の皆さんとか地域の方から、これを購入をしたいというような要望が上がってきたそうです。で、再びまた相談があり、平成28年10月から創立150周年事業支援のための寄附200円を上乗せして三崎小オリジナルTシャツ、これは義援金はないですけども、150周年記念事業として販売するため、新たに別の業者に依頼すると三崎小のプリントの版代がかかるため、高価なため、それがかからないためにも藤田さんのほうでまた引き続き協力してほしいという依頼がありました。

三崎小学校の予算からの注文ではなく、三崎小学校支援協議会として、別の組織としての注文であり、請求書の今回の資料4の2ページに三崎小Tシャツ注文書というのがあります。希望者のみの注文と聞いており、希望される方は三崎小学校支援協議会に注文をして、協議会のほうで取りまとめて注文をするという形になっているので、政治倫理条例第5条の市が行う請負には全く当たりません。そういう意味においては、私も議員という立場がありましたので、そのことも確認しながら、引き続きどうにか150周年まで協力してほしいという依頼がございましたので、このような経緯から商品を取り扱うことになりました。

また、このような流れの中で、請求書の補正の2ページにもありますが「教育長及川氏と藤田議員が大変懇意にされている関係と多方面から伺いました」、また「教育長に関する発言を控えると言うような発言までして、叱責のような態度を取ることとの関係性を疑ってしまいます。市民に疑心を起こさせるような行動だと考えます」とありますが、全くそのような疑惑を持たれるような関係ではありません。そのことを今日は申し上げておきたいと思います。

取りあえず、私からの説明は以上とさせていただきます。

○委員長　それでは、質疑に入ります。

○委員　ご説明ありがとうございます。何点かお伺いしたいと思います。

まず、謝罪についてなんですけれども、今お話を頂いたとおりに経緯があり、謝罪に行こうかと思ったけれども、向こうが体調不良やその他で受け入れてくれなかったというお話で、議長や委員長が行ったというお話だったんですけれども、その後、何らかの形で謝罪に行ったということはあったのでしょうか。

○藤田議員　相手の方が会いたくないという、まず1つそのことと、体調を崩されているという話もお伺いしましたので、少し時間を空けて様子を見てということで、一応、議長とも相談しながら、謝罪についてはちょっとインターバルを空けさせていただいてきておりました。

○議長　今の質問の中で、謝罪に行こうと思ったけれども向こうに断られたという事実はないので。断られたというか、この時期に藤田さんが行くことが賢明なのかと3者で話して、その結果、委員長と議長の私で取りあえず話を聞きに行きますよという経緯だったので、相手に断られたということは実際にはなかったのです。その後でこちらに来られたときには、今、会える状態じゃないということは言われましたけれども、最初の部分については、そこはちょっと質問の……

○委員長　ちょっと、そこが違う部分ですね。

○議長　訂正をしておいていただきたい。

○委員　すみません。そう思い込んで質問してしまったんですけど。昨日も調査請求者のお話の中に、謝罪したいから会いたいと言ったけど、会えないと言っていたというお話も……、というところですよ、そうすると。

○委員長　今、議長が言われたのは、最初のところですね。最初のところの部分を言っていると思います。その後のことは、また別の話で。

○議長　最初に3者で話し合いをして、謝罪に行きたいというあれは藤田議員のほうから出ました。それに対して、相手に確認して、そこまで、「今、会えない」とかそういうふうなことを相手は言っていないということを述べておきます。

○委員長　その部分だけです。

○委員　昨日、会いたいけど……。

○議長　それ以後には、謝罪したいという部分は伝えたよ。そのときにはそういうふうに断られたけれども、最初のきっかけは、我々が行って話を聞いたときの経緯はそういうことです。

○委員　分かりました。じゃ、今のお話を聞いて、最初はそうだったんですけど、インターバルが空いてしまったんですけれども、請求が出ているということもあると思うんですけど、今後また何回かアプローチをしようという考えは。結構時間もたっているのではないかなと思うんですけど、何か対応はなかったのでしょうか。

○藤田議員　途中、調査請求者からも、NPOと一緒にやらせていただいて、名向小学校とかも真珠の授業とかで私も一緒に行かせていただいたこともありますし、今、実質的にはNPOの事

業に私はなかなか参加できていませんが、一緒に、代表の〇〇さんとは2回ほどお会いさせていただいて、調査請求者に謝罪を含めてお会いできればお会いしたいという話はさせていただいたことはあります。だけど、その後、進展はなかったですけども。ただ、昨日お話があったように、今後そういう機会があれば、調査請求者の体調もあると思うので、そういうことも考慮しながらお会いできれば、お会いして謝罪をしたいなどは思っております。

○委員　あと、リーフレットの件なんですけれども、昨日質問させていただいたところで、藤田議員のほうからの「市民からの要望でこのリーフレットを作ったんです」という発言に対して、協議会の議事録の内容ではそういう話は出ていなかったと思うんですけども、その点についてご説明をお願いします。

○藤田議員　昨日もありました、資料1の7の部分じゃないかなと思うんですけども、その中で、委員の発言の中で「区長をはじめ、地域の大人たちの方が避難所を含めて非常に重要であると思います。そこに対してもアンケートというか資料を配布する必要があるのではないかと思います」というような文面があるんですけども、それについては、地域協議会の委員さんは市民の方なんです。そういう方で、市民の方からそういう要望を受けたということを確認させていただいて、市民の方から意見があったということで。リーフレットを作ってほしいという具体的なことじゃないんですけど、その経緯の下に、市民に分かりやすいものということで教育委員会のほうでリーフレットを作成したということで。当日も少しそのような答弁をしていますけども、そのようなことをお伺いしていました。この委員さんというのは市民の方なので。

○委員　それにしても、議事録を見てお互いに、調査請求者もそういうのを確認して、要望ではないと言っていると思っていて、この「改めていただきたい」というふうなくだりになっているんですけども、市民の要望でこのリーフレットを作ったんですと言って、市民の声を無視して推し進めるようなことはしていないということで改めていただきたいという発言で、ちょっと言い方がきつかったと思うんですけども、そのときはどんなことで「改めていただきたい」と強い口調になってしまったのでしょうか。

○藤田議員　このリーフレットの中で、確かに調査請求者の方は、このリーフレットを作った意図とか作った内容について、ちょっと納得がいかない部分があったのかなと思います。そういう中でも、教育総務課長のほうからこの全戸配布したリーフレットについて答弁がされた、委員とのやり取りがありました、その委員会の中でも。ですけど、先ほど言いましたように、このリーフレットについては、地域協議会の委員さんから出たことだけではなくて、ほかの市民の方からも学校ビジョンについて分かりやすいものを、もうちょっと説明して、出してほしいという意見があったということは聞いておりましたので、それについては委員会として、協議会の取組にしても、学校教育ビジョンについて進行を議会としてもチェックをしていくということもありましたので、その辺は確認をしていたのと、今お話しした中で、教育総務課長も答弁とかをされて、やり取りをされておりますので。それで、なおかつ、そういう部分ではちょっと誤解を持たれて

いる部分も確かに感じたので、できればご理解をしていただきたいという思いでお話をしたいと思います。

○委員 意見としては分かりました。

あと、陳情に来て、悪者扱いと思われてしまった件に関しては、そんなつもりもないことなのかもしれないけれども、陳情に来て追い込まれてしまったような委員会になったということで、采配を振るっている委員長の立場としてはどう思われるかお聞かせください。

○藤田議員 先ほども申し上げましたように、そのように受け取られてしまったということは本当に申し訳ないなと思っています。その辺で、悪者にしようとは決して思っていませんし、陳情を抑制しようとかそういうことも一切思っていません。ですので、私はGIGAスクールの質問もしてきましたし、そのことを含めて、Wi-Fiのこととリーフレットのことは委員会の中でも質疑がありましたが、実際そのことに関しては行政側と調査請求者——陳情者との間で、やはりそごが生じていたので、それを何とか誤解を……悪者とかじゃなくて、誤解を解いて理解をしていただければなと思って質疑をさせていただきました。

○委員 質疑の受け答えの内容は分かったんですけども、やはり「改めていただきたい」「発言じゃない」「控えていただきたい」と、昨日もお話しされていましたが、幾ら陳情に慣れていても、そういう発言を言われたということにちょっと心が、ショックを受けたようなお話ししていたんですけども、こういう発言の仕方をしてしまったことについては、今はどうお考えでしょうか。

○藤田議員 先ほど来申し上げますように、18日にもおわび申し上げましたが、調査請求者に対して、恐怖心を受けるようなことになってしまったということは非常に申し訳ないと思っております。

これ、控えていただきたい、改めていただきたいなと「思います」ということがちゃんと入っているんですね。その「思います」まで皆さん言っていただけなんですけど。私としては、ちょっと声は大きかったかも分からないですが、決して調査請求者を威圧的に何か脅そうとか、そういう意図で質疑をしたわけではなくて、何とか誤解を、その辺の行政との誤解がありましたので。行政の答弁の不備もあったと、その後、謝罪もされておりますけども、決して全面的に行政側に立って云々とかじゃなくて、何とか誤解を解消できればという思いでお話をさせていただいたので、だから、その後に「思います」とかそういう形でさせていただいております。

○委員 あと、委員会内で謝罪があったというんですけども、謝罪とは受け止められなかったというふうに調査請求者さんが思ってしまったんですけども、今後の謝罪としては、やはり同じような謝罪の仕方、またインターバルを置いて、そのときが来ればそのような、同じような謝罪の仕方をしていくのでしょうか、内容的には。

○藤田議員 調査請求者の方がお会いしていただけるということであれば、すぐにでもまた謝罪をしていきたいなと思っております。

○委員 謝罪とは思えない謝罪をしてきたというようなお話を昨日、やはりショックが大きかったようで、謝罪とも取れなかったというお話をされていたと思うんですけども、今後の謝罪の仕方もまた考えていかなければいけないことだと思うんですけども、その点に関して、もう一度お話を聞かせていただいていた方がいいですか。

○藤田議員 今ご指摘がありましたように、相手——調査請求者がいますので、誠意が伝わるような形でしっかり謝罪をしていきたいと思っています。

○委員 あと、Tシャツの件なんですけれども、小学校から150周年に向けての、義援金は会議所のほうには入らないけど、同じようなTシャツを協議会から頼まれたというお話だったんですけども、領収書を見ると「三崎小学校様」と書いてあるんですけども、その点についてご説明をお願いします。

○藤田議員 発注書とかも見ていただくと分かるんですが、三崎小Tシャツ注文とかそういう形になっていたの、領収書とか納品書については三崎小学校のままで、そうしました。文面もちょっと長くなったりしますので。ただ、お金とかそういう部分では、通帳とかは一切別で、別の組織でやっているということは分かっていたので、別にその辺のこだわりは——申し上げなかったんですけど——なかったの、向こうの注文書どおりに「三崎小学校」という形で出していただけです。

○委員 そこがちょっと疑惑を持たれてしまったところだと思うんですけども、理解いたしました。

最後に、やはり政治倫理条例でいつもおっしゃられているようなことで、市民の代表者としての受け取り方、市民に対しての受け入れ方がちょっと何か、恐怖心を与えてしまったという事実に関しては少し残念に思います。

以上です。

○委員 すみません、ちょっと重なっている部分もあると思いますけれども。

最初に、昨日、調査請求者の方から様々なご意見をいただいたと思いますけれども、調査請求者の意見を聞いて藤田議員はどのように感じましたでしょうか。

○藤田議員 昨日……

○委員 昨日の陳情者のお話を聞いて、大分体調も崩されて、ご本人は、私は強いと思ったけど、強くなかったというようなお話もされていたり、こちらで涙を流されていたりというところもありました。そういうことを受け止めまして、どのようにお考えになりましたでしょうか。

○藤田議員 大変ショックを受けました。やはり先ほど申し上げさせていただいたように、こちらとしては誠意をもって回復をお祈りしていくしかないのかなという部分で、本当にそういう正直な思いで先ほど述べさせていただきました。

○委員 その中で、先ほどと重なると思うんですけども、請求の中で、行政側に立って説明しているということを……、どちらかといいますと議員は市民の味方であるところが、藤田議員は

いつもそれを一番に言っていることであると思うんですね。その辺が、行政側の立場に立ったということを陳情者に受け止めさせたということをごどのようにお考えでしょうか。

○藤田議員 先ほど申し上げたように、そのように受け止められてしまったということは本当に私の力不足と、そういう意味においては、やはり調査請求者に分かっていただくような形で、もっと違った方法でご質問をさせていただければよかったかなと思って反省しております。

○委員 そこがちょっと、そのときの感じで、きつい口調と「改めていただきたい」ということを話したことが調査請求者にとっては大変ショックなことであつたんじゃないかなという、そこがそもそもの始まりだったんじゃないかなというふうに受け止めさせていただきました。

冒頭、義援金シャツとか、それから小学校のことについて時系列でいろいろ話していただいたんですけども、よく分からない点もありますけれども、ここはまたほかの方に来ていただいて説明していただくということで。

あと、三崎小学校のTシャツについてなんですけれども、ここを見ると毎月何かあるんですね。学校のって、注文書が毎月あるんですけど、これは何かあるんですか。

○藤田議員 毎月でもないんですが、ここを見ますと、平成30年はちょっと多いんですけど、8回ばかり。平成30年は5月9日から11月27日までで8回です。31年が3月7日と4月28日と、令和元年が7月、9月、10月という形なので、それをつなげていくと5回になります。令和2年が3回で、令和3年で私のところはやめていますので、3月で。そういう感じの回数になります。毎月云々とかというよりも、何か申込みが集まったら注文されるという形でやっているみたいです。

○委員 私が知っている、学校に通っているお子さんに聞いたら、年に2回しか注文表はないというふうに伺ったんですけど。こういうことがある前に「Tシャツっていつ申し込めばいいの？」と聞いたら、年に1回か2回と聞いたんですけど、これを見たら何か、いつでもいいというふうにあるんですか。

○藤田議員 いや、ちょっと私は……。すみません、学校のほうで、支援協議会のほうでやっているんで、私のほうはちょっとその辺までは把握していません。

○委員 じゃ、それは三崎小学校の支援協議会ですか、そちらの方が来ていただけるようなことがあれば確認をさせていただきます。

今、いろいろ質問をさせていただきましたけれども、基本条例をつくるに当たって、たしか藤田議員は当時の基本条例をつくった委員さんでいられたと思うんですけど、そしてまた、藤田さんはいつも市民の声を大切にすることがモットーでやってこられて、市民に優しい政治をというのを心がけてきたと思うんですけども、今回このようなことになってしまって、私たちとしても非常に残念なことだなと思うんですね。ですから、一日も早くそういう名誉を回復するように努めていただきたいと思います。

以上です。

○委員 本日はお疲れさまです。1点だけお聞きしたいんですが、重複してしまう部分もあるか

と思いますが、ひとつご承りいただき、藤田議員が委員長を替わられてまで発言をされた理由と
いうか、どういう思いで発言をされたのかというのをちょっとお聞かせください。

○藤田議員 先ほどもちょっと申し上げましたが、委員会でのやり取りの中で学校教育ビジョン
について、特に先ほど言いましたWi-Fiの部分、これはGIGAスクールで私も質問させて
いただいたりしておりました。陳情者のほうで最初からちょっと、市道の拡張の件とか、かなり
そういう部分では行政側に対してもかなり興奮をされておまして、いろんな形で、リーフレッ
トのことにしても非常に不信を抱いてられるみたいな形でしたので、それは今お話しさせて
いただいたように陳情者の思いですので、それは自由なことで、どういう形で思われても構わな
いと思うんです。

ただ、そのやり取りの中で、議事録を見ていただいても分かるんですが、途中で陳情者の方が、
多分、行政側の答えに対して納得もいかなかったのかなと思うんですが、「すいません、発言
できませんか」ということで、「質問はできません」ということで私も止めさせていただいたん
ですが、そのまま立ち上がられて話をされて、ずっと、要はWi-Fiのことも含めて納得がい
かないと。後ほど11月の総合教育会議での教育委員会の議事録と——そこも傍聴されていたそう
ですが、私は傍聴もしていませんし、その議事録も当時は見ていなかったのの後ほど分かったこ
となんです。そういうことも含めて、Wi-Fiの導入、神田委員とのやり取りの中でもWi
-Fiについては、市としては、ちゃんと4月から高速LANでみんな使えるようになりますよ、
3月に工事をやりますよという答弁もされていて、いろいろ質疑があったんですけども、やはり
納得をされていなかったのかなと思うんですね。その理由は後ほど私も分かったんですが。

そういうこととかリーフレットに関しても、先ほど申し上げたようにかなりの乖離といいます
か、行政側との質疑で、別に私が行政側に立って言ったわけではなくて、実際問題として私も疑
問に思ったことがあったので実際に前に聞いていたということもありますので、そういうことも
含めて、前から言っているように誤解といいますか、その部分を解いて帰っていただければな
と思いましたので、質疑をさせていただきました。

○委員 ありがとうございます。これで終わります。

○委員 何点かお聞きいたします。初めに、調査請求についてなんですけれど、政治倫理審査会
が設置をされまして、6月25日に調査請求の適否について議論をしました。その結果、ここの審
査会、全会一致で請求は適正であるという結果になりました。全会一致です。そのことに対して
どのように思いますか。

○藤田議員 この政治倫理の調査請求が出されて、やはり疑義を持たれた部分については政治倫
理審査会においてご説明をさせていただいて、できる限りといいますか、第2条等にもございま
すが、疑惑を持たれた場合にはそれをきちっと晴らさなきゃいけないという部分で、しっかり受
け止めて、政治倫理審査会でそういう疑惑の部分を解消していければなと思いました。

○委員 三崎小学校のTシャツについて先に聞きます。先ほども議論がありました資料の4には、

請求書、領収書、納品書の宛名が「三崎小学校」になっているんですよ。さっきもありましたけれど、学校支援協議会、やっぱりこれは分けないと、小学校とやり取りをしているということになっちゃうんですけど、そこは間違いなんじゃないですかね。

○藤田議員 先ほど申し上げさせていただきましたが、一切の、そういう部分でお財布も別だということも承知していましたので、発注書等が三崎小になっていたのも、そのまま「三崎小学校」という形で領収・請求を出してきたという経緯なので。そういう部分です。

○委員 議員なのでね、その辺はきちっとしておかないと、財布は別だというふうには聞いていたけれど、例えば注文書が、「三崎小学校」の名前で注文が来ていたときに、これは小学校じゃなくて学校支援協議会じゃないですかというふうに、こちらからやっぱり正すとか直して、それでマリーの請求書、領収書、納品書も「学校支援協議会」とすべきじゃなかったんですかね。

○藤田議員 今ご指摘された部分というのは、そのとおりだと思います。

○委員 それと、資料が結構多いんですけど、分からないところがあるので聞かせてもらいます。資料4の7ページの請求書なんですけれど、1、プリントTシャツ、6月12日納品分と書いてあります。その上に領収書があります。8月20日納品分、3万8,700円です。8ページも8月20日なんですけれど、これは請求書の納品の日がちが間違っているということですか。

○藤田議員 そうですね。これは間違っているということですよ。前回のやつを訂正しないでそのまま出しちゃったという感じですね。その前の6ページにある部分の6月12日納品分というのを、そこを直さないで、そのままこれを出してしまったということで、間違いですね。

○委員 間違いですって、その間違いが5か所あるんですよ。14ページ、10月3日の納品分なんですけれど、これは10月30日。17ページ、3月17日納品分が3月19日納品分。18ページに納品書があるんですけど、3月19日です。20ページ、3月17日納品分が、請求書では6月26日。23ページ、3月17日納品分が8月28日。なので、5か所も間違っちゃったということですか。

○藤田議員 すみません。パソコンでやっているもので、その辺の部分がちょっと間違えて、そのまま消さないで、訂正しないで、数字だけ見て請求書を出してしまったみたいですね。

○委員 それと、ちょっと分からないので聞くんですけど、資料3の16ページ、これは注文書ですね。三崎小学校支援協議会からの注文書が20枚です。資料4の21ページ、納品書も20枚ですかね。しかし、その前の20ページで請求書と領収書が22枚になっているんですよ。

○藤田議員 この書いてあります「2019・10在庫分2枚含む」ということで、学校のほうで間違えて注文されて、そのまま在庫になったんですけど、私のほうでは請求しないで、実際、保護者の皆さんとか地域の皆さんにお金を頂いてからお金の支払いを支援協議会とはしていますので、ですので、間違えた部分を在庫で取っておいて、それを、本来なら納品しているのだから請求してお金をもらうべきなんですけど、要は実際は支援協議会としては販売していないので、販売をしたときに言っていて、その分、追加して正式な枚数の分を請求として上げているということなので、ここに「在庫分2枚含む」ということで書いてあります。

- 委員　ただ、納品書と請求書はどこかで数字が合わなきゃいけないんじゃないですか。
- 藤田議員　ですから、こういう形で請求というか、在庫分があるので「残り3枚」という形で書いてありますが、その部分できちっと合っているはずですよ。
- 委員　在庫分というのは、三崎小学校のほうに置いてあったということなんですか。
- 藤田議員　そのとおりです。
- 委員　そうすると、これは前も見なくちゃいけないんだけど、前は納品の数よりも請求が少なくなっているときがあるんですか。これ全部、納品書、請求書がないので分からないんだけど。
- 藤田議員　間違っただけで注文されたので、その部分としては納品・請求には上げていません。実際使われて、売れたときに申告していただいて請求を出すという形で取っています。
- 委員　普通、そういうやり方をするんですかね。
- 藤田議員　これはちょっとイレギュラーで、色を間違えて注文されてしまって、購入者がいないので。購入者は、先ほど見ていただいた注文書により、まとめて発注を向こうはしていますので。そういう形ですが、色を間違えて注文書を受けて、製造して出したんですが、要は、買う人が「色が違う」ということで、そういうことで作り直して出したことがあります。
- 委員　作り直した。これは納品、請求、領収が全部ついているわけじゃないので、数を全部精査することはできないんですけど、そうすると、普通、三崎小学校のほうに置いておくじゃなくて、それを引き揚げなければいけないんじゃないですかね。
- 藤田議員　見本として使ったり、そういう部分では学校としては活用方法がありますので。私どもに在庫で置いておいても何も活用方法はありませんので、三崎小学校としては在庫で置いておいていただいて、現物を見ていただいて購入していただくというケースもあると思うので、そういう部分で三崎小学校のほうにお預けをしておりました。
- 委員　そういうやり方をするんですかね。それは見本として出すということは分かるんですけど、色を間違えたからといって、そのまま置いておくというのは、私はよく分かりません。
- それと、資料4の17ページ、領収証なんですけれど、収入印紙が貼ってあります。これはなぜですかね。200円。
- 藤田議員　5万2,300円だからじゃないですか。5万円以上だから収入印紙が貼ってあるんじゃないですか。
- 委員　じゃ、14ページです。9万3,000円で、何で貼っていないんですか。
- 藤田議員　ちょっと今、記憶にないんですけどね……。
- 委員　15ページに10月30日の納品書があるんですよ、66枚。請求書が、これは66枚です。それで、領収書が10月30日の納品分と書いてあります。残念ながら数字が、9万3,000円と読み取れば読み取れるんですけど、はっきり分からないんですけど、10月30日分の納品書ということだと、66枚で9万3,000円だと、さっきの話だと5万円以上なので収入印紙を貼らなきゃいけないんじゃないんですか。

- 委員長 分からなきゃ分からないで……。
- 委員 分からないじゃないですよ、これ。
- 委員長 本人がその記憶がないんだもの。
- 藤田議員 これ、収入印紙がなくて200円をあれしたのかなと思うんですけども。
- 委員 200円、どこにあげたの。
- 藤田議員 いや、違うんですね。200円の収入印紙、後から取ったのかな。ちょっと今、この場では分からないですね。
- 委員 これはコピーで、多分、資料4の1ページ目にありますよね、令和3年4月9日に情報公開で出てきたコピーですよ。だから、領収書としては元年12月16日ですけど、このコピーを取ったのは、令和3年4月9日以降のコピーなんですよ。だから、収入印紙をその間に貼ったということではない。この後、令和3年4月9日以降に収入印紙を貼ったと言われればそうかなとは思うんですけど、そういうこともないでしょう。
- 藤田議員 ちょっとこの辺は……。
- 委員長 今、分かりますか。
- 藤田議員 今、分かりません。
- 委員 貼っていないということでしょう。
- 藤田議員 後から渡したのかも分からないし。
- 委員 後からというと、情報公開をした後に貼ったということなんですか。令和3年4月9日以降に貼った。
- 藤田議員 貼ったのが剥がれたのか、それはちょっと調べないと分からないですね。
- 委員 17ページで、割り印を押してあるじゃん。これ、剥がれたとか何とかというのがないよに割り印を押すんですよ。
- 藤田議員 27ページも押してありますね。
- 委員 14ページだけ収入印紙を貼っていないんですよ、と思えるんですけど。
- 藤田議員 ちょっと調べてみないと分からない。
- 委員 どうやって調べるんですか。
- 藤田議員 小学校にあれば、また確認させていただいて。どういう形だったか、ちょっと確認をしてみます。多分、5万円以上は収入印紙を貼って、いつも領収書を発行しているので。この部分だけなので、ちょっと確認してみないと分からない。
- 委員 領収書を発行した時点で貼らないと駄目なんだよね、領収しちゃっているから。9万3,000円領収しているんですよ。少なくともこれだけ、状況からいうと令和3年4月9日のときには貼っていない。
- 委員長 割り印がないということは、そう言われてもしょうがない。
- 委員 割り印も、貼ってもいないし。

- 委員長　ただ、そこを確認、時間がかかるでしょう。
- 藤田議員　そうですね。
- 委員長　と思うんですけど、どうしますか。
- 委員　貼っていないんだろうね。貼っていないとどうなのか、ということです。
- 委員長　ただ、藤田議員のほうでは、何らかの形で剥がれたかというふうな……。調べないと分からない。
- 藤田議員　それも調べないと分からない。断言はできません。
- 委員　じゃ、調べてください。
- 委員長　いいですか、調べて。
- 藤田議員　はい。
- 委員　後から貼っても駄目ですよ、ここにありますからね。貼っていないということになると、印紙税法にかかってきます。
- 2点目です。Tシャツの受注なんですけれど、2016年頃からTシャツの受注をしているということなんですけれど、依頼をされていたということなんですけれど、来年の150周年に向けてTシャツ、子供たちのためにというようなことで安く受注したということなんですかね。
- 藤田議員　協力してほしいということと、先ほど言いましたように版代が結構高額な、版代が大きいので、かかっているの、また新たな業者に頼むと版代がかかってしまうので協力してほしいと。私から営業をかけたことは一度もありません。協力してほしいということで、受注をして、納品をさせていただきました。
- 委員　版は、藤田さんのところで作ったんですか。
- 藤田議員　もちろんそうです。このデザインを基に版を作りました。
- 委員　それは藤田さんのところだけに頼んだんですかね。
- 藤田議員　もちろんですね。版代って1か所にかかりますので。
- 委員　何で藤田さんのところに頼んだのかというのは、小学校に聞かないと分からないですかね。
- 藤田議員　それは先ほど説明したように、義援金シャツをやっていたので、義援金をやりたいということでこのTシャツをお示ししましたが……。
- 委員　版代というのは、どっち。
- 藤田議員　これです。
- 委員　それは義援金とは関係ない。
- 藤田議員　関係ないです。
- 委員　だから、そこが聞きたいんですよ。義援金をやっていたから藤田さんのところという話は、それはそれで成り立つのかなと思うんですけど、その後ろの版代を、何で藤田さんのところに引き続きお願いをしたのかなというのがよく分からない。

○委員長 その説明はつきますか。

○藤田議員 これです。要は、これが義援金の版です。これはうちで版を作って、毎年変わるんですが、作って、うちで版代を負担して、それで義援金シャツを作っているんですね。これをつけることによって、実行委員会のほうに1着500円、義援金をやるんです。三崎小学校の先生から、先ほど言いましたように東北に義援金をやりたいと。しかし、実行委員会で作っているポロシャツじゃなくて、要は藤田さんのところで扱っているポロシャツじゃなくてTシャツで、なおかつ三崎小学校のデザインを、版を作って、このデザインを入れたTシャツで義援金をやりたいんだということで、うちに来ました。

○委員 そこは小学校に聞かないと分からないんでしょうけれど。資料の2の4ページかな、Tシャツを作りたいということだったら、4ページの下のところ、これで見るとTシャツを作っているのは、やなぎやさんなんですよ。マリーはボタンダウンポロシャツとポロシャツ。やなぎやさんがボタンダウンのワイシャツとTシャツ。だから、Tシャツを作りたいというふうに思ったら、Tシャツを作っているところに行くのかなと思うんですよ。それは藤田さんに聞いても分からないんでしょうけれど。小学校に聞くしかないですね。

子供たちのためにということで安く受注をしたということなんですかね。さっき、何かそんなようなことをちらっと言ったんですけど。

○藤田議員 安く受注をしたというか、中には枚数が、これを見ていただいて分かるように、六千幾らとか何千幾らというときがあるんですけど、そういうときとかはプリント代とかが物すごくかかるんですね。そういう部分では正直言って赤字のときもあるんですね。ですから、そういう部分では、こういうプリントTシャツって、まとまって数が多いとそのまま金額的に安定するんですが、利益云々とかというよりも、150周年に当たって、先ほど言いましたように版代が非常に高いので、その版代がかかると1枚200円、例えば2万円かかったら100枚分が消えてしまうんですね。そういう状況下の中で、引き続いてその版代がかからないような形で藤田さんのところでやってほしいということでやってきたので、そういう部分では、私が先ほど言いましたように、自分が営業をかけたわけじゃないので、協力してほしいということなので、協力するという形でやらせていただいたので、利益を誘導した形でやっているわけではないです。

○委員 確かに印刷は、最初にかかるのは、版を作って、版ができれば、あとは印刷の枚数が多ければ多いほどコストが低いというのはプリントパックを見たら分かると思うんですけど。

あれですかね、義援ポロシャツにちょっと入っちゃうんですけど……についても、義援のため、震災復興のためというような感じで安く受注をしていたんですかね。

○藤田議員 これは先ほど1回と言いましたが、何回か途中で、私も議員をやっていますので、商売自体を妻とか、当時は母もいましたので、そういう形で任せる部分が多くて、私も時間がなかなか取れなかったり、非常に正直言っているような負担がありましたので、途中、やめさせていただきたいとか正直あったのですが、先ほどご説明したように一軒一軒、1枚でも配達をするの

で、その配達をする労力とか、そういうことを含めるとかなりの負担があるということで、ほかの業者がないので、毎年見積りは出していましたが、そのまま引き継いでやっていただきたいということで毎年確認をされていました。

○委員　そうすると、ちょっと微妙な感じになるんですよ。公職選挙法というのがあります、寄附の禁止というのがあります。その中で、199条の3なんですよ。公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止。公職の候補者等がその役職員——藤田さんの場合は代表ですね——は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義を問わず、これらの氏名を表示またはこれらの者の氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されています。類推されるというのは、さっきありました資料2の4ページ、下のほうにファッション&ギフトマリー。これは藤田さんが代表をしているというのが、その前のページで「ファッション&ギフト『マリー』代表」ということでもあります。ですから、藤田さんの会社が赤字覚悟で……

○藤田議員　いや、赤字覚悟ではないです。

○委員　さっきの話、安く受注した、赤字のときもあったという言い方をしているんですよ。なので、赤字でも寄附行為に当たっちゃう可能性もあるんじゃないかというふうに思うんですけど、どうですかね。

○藤田議員　赤字のときは別にないです。ただ、枚数が少ないときというのは、その月の注文が何件かありますので。小学校のTシャツの部分ですね。

○委員　違う。義援ポロシャツ。

○藤田議員　義援金ポロシャツというのは赤字とかではないです。ちゃんと実施要綱にあるように、地域経済の活性化を目的にもしていますので、東北への義援金を目的だけじゃなくてやっています。ですから、赤字でやっているということはないです。

○委員　さっき、「赤字のときもあった」って、私のメモだとあるんですよ。

○藤田議員　いや、それは違いますね。

○委員　じゃ、議事録ができるのを……。

○藤田議員　じゃ、私の言い間違いかもしれないです。

○委員　言い間違いじゃなくて、言っているかどうかというのは議事録を見させていただきます。

小学校のTシャツに戻ります。6月23日の神奈川新聞では、今年4月から……ですから今年度ですよ、今年度の4月からロゴを引き継いだ別業者に発注しているというふう書いてあったんですけど、これは事実ですか。

○藤田議員　事実です。

○委員　何で別会社をお願いしたんですかね。

○藤田議員　義援金ポロシャツが10年で……

○委員　義援金じゃなくて、Tシャツ。

○藤田議員　説明を聞いてください。義援金ポロシャツが昨年で、10周年でやめるということに

なっていました。小学校の納品は平日しかできないので、私自身も議員活動とか非常に忙しいので、以前から誰かやってくれるところがあればお願いしたいと思っていました。ちょうど10周年で義援金ポロシャツも終わりますので、三崎小学校のほうも引き継いでくれる業者がいればということで、年度で、令和2年度で交代をさせていただきました。やめて、引き継いで。

○委員 10周年だったということですね。このことが一連の、何か政治倫理に絡むようなことがあったからやめたということではないわけですね。

○藤田議員 もともと〇〇校長にはそのようなことを相談していましたので、先ほど申し上げたように平日納品しかできないということもあったので、以前から業者を探しておりました。ちょうど10周年で義援金ポロシャツが終わるので、それと合わせて年度でやめるという形になりました。引き継ぎました。

○委員 義援金のポロシャツについて聞きます。10年前、平成23年度からということだと思うんですけど、調査請求書の補正の3ページ、加入しているかどうかというところで、調査請求書のところでは、下のほうに「受注者の条件は、商店会会員ということになっているそうです」とあるんですけど、先ほど藤田さんの説明では「会員でなくても問題はない」というふうに話をしていたんですけど、これは商工会議所じゃなくて、何だったっけ。

○藤田議員 三浦市商店街連合会。

○委員 商店街連合会じゃなくて、このポロシャツをやっている、委員会だっけ。

○藤田議員 実行委員会。

○委員 実行委員会に確認をしたんですか。

○藤田議員 はい。商連と、商工会議所のほうにも確認しました。

○委員 義援シャツ販売実行委員会というのは、構成メンバーは分かりますか。

○藤田議員 協同組合三浦市商店街連合会と三浦市職員厚生会と三浦商工会議所になっています。

○委員 そうすると、これは実行委員会に確認をしたということですか。いつの時点で確認したんですかね、会員でなくても問題はないというのは。

○藤田議員 いつの時点といいますか、令和2年度の実施要綱というのがありまして、そこには示されていないということで、商店街連合会と商工会議所のほうに確認をさせていただいて、別に商店街会員じゃなくても構わないということでご返事をいただきました。

○委員 令和2年の実施要綱ですか。

○藤田議員 はい。

○委員 令和2年というと、去年。

○藤田議員 はい。

○委員 10年前の実施要綱にはどうやって書いてあるかなんていうのは、確認しなかったですか。

○藤田議員 それはちょっと分かりません。そもそもが、10年前って、ずっと商店街会員でしたので、何も確認をするまでもないんですけど。

- 委員長 やっぱりそういうものがあるんだろうね、始めた限りは。実施要綱みたいなものが、10年前は。
- 藤田議員 あったと思いますけど。
- 委員 あるんだろうね。それは何かの機会に出してもらおうようにはなるかと思うんですけど。それで、請求書のところの、さっきの3ページなんですけれど、商工会議所の担当が口頭で確認した際、藤田議員ご本人が「加入している」と回答したということなんですけど、加入しているという、何か問合せみたいのはあったんですかね。
- 藤田議員 いや、問合せといいますか、母が亡くなってお店を閉めた後も岬陽商店街の会費をお支払いしていたんですが、実際、「やっていただけますか」みたいな形の問合せはありました。見積りを出していただきたいということで。お店を閉めていましたので、「できますか」みたいな問合せはありました。自宅でやりますので、できますというお話もしましたし、先ほど述べたように岬陽商店街の会長の〇〇会長にも、離れていても、実際にちょっと離れていてやっている商店が、移動してやっているところも岬陽町にあるんですね、名前は控えますが。そういう例を通して、そのまま引き継いで、長年お世話になっているので何かお力になればと思ひまして、岬陽商店街の会員を続けても構いませんよという話をさせていただいたんですね。コロナ禍で三役会議もできないので、それでそのままになってしまったという経緯でいたんです。ですから、これを確認したときにはもちろん商店街の会員にはなっていないかと思ひます。そういった形です。
- 委員 商店街から抜けたのは、いつなんですかね。
- 藤田議員 実際、商店街を抜けたというよりも、今お話ししたようにお願いをしてあったので、会長のほうが三役会議にかけるとか役員にかけるといふ話だったので。先日、確認に行ったら、コロナ禍でできないし、「藤田さん、もうそのままでもいいよ」といふ形で会のほうを抜けるような形にはなったんですが。実際はそういうやり取りの中でですね。
- 委員 何を知りたいかという、10年前、始まったときに会員だったのか、会員じゃなかったのか。
- 藤田議員 会員でした。
- 委員 だよ。そこはそうだと思うんですよ。
- 藤田議員 間違いありません。
- 委員 だから、いつ会員じゃなくなったのかというのが知りたいんですよ。
- 藤田議員 8か月ぐらいですか、もっとかな。実は、店を閉めていても会費のほうを、ちょっと、500円ぐらい安くしていただいて会費を払っていたので、店を閉めていても会員であれば別にそのままでもいいですよということ。まだ何をやるかということも、正直、妻とも相談していたりしていたので、実際その場でちょっとまた引き継いでそのままやっていくかどうかというのを検討している時期がありましたので。実際は、私の記憶では令和元年までは入っていましたね。

会費は支払っていました。ただ、やめたということは言っていないので。令和2年の部分でコロナ禍になってしまって、その辺が宙に浮いている形だったかもしれないです。

○委員長　　じゃ、令和2年ぐらいですね。

○藤田議員　　そうですね。

○委員　　次に行きます。陳情者に対する発言なんですけれど、初めに、藤田議員が進めているかのような発言というので、資料1の1ページ、議事録ですね。下から7行ぐらい、「順次進めていきたいと思います」と言っているんですけど、さっき誰かとのやり取りで、行政側に立っているということではないよということなんだけど、「順次進めていきたいと思います」ということは、藤田さんが計画を進めているような発言になっているんですけど、それはなぜなんですかね。

○藤田議員　　言葉足らずで誤解を生むような形になってしまったことを、まずおわびしなきゃいけないんですが。その前に、この辺はまたこれから説明会とか地域協議会とかで進めていくということで、私は地域協議会の委員でもありませんし、説明会ももちろん出席するような形ではありませんので、コロナで遅れていますけど、順次そういう説明会とか、地域協議会とかで進めていきますので、よろしく願いますという意味で言ったことで、ちょっと言葉足らずだったのかなと思います。

○委員　　これだけを見ちゃうと、申し訳ないけど、藤田さんが進めていくんだということで。議員なので、行政が執行機関で、議員はチェック機関なので、執行する側に立って進めるということとはなかなか難しいというか、できないでしょうけど。そうすると、行政側に立って発言したということじゃないんですか。

○藤田議員　　それは決してありません。そうではありません。説明会とか地域協議会とかで進められるということです。言葉足らずだったということで、すみません。

○委員　　言葉足らずというか、これだけ見ちゃうとそういうふうに見えちゃいますね。

2点目なんですけれど、陳情する権利を抑制するような発言です。昨日も発言したんですけど、憲法16条では、何人も平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けないと規定されているんですけど、陳情も請願と同様の権利です。藤田議員はその憲法の規定を知っていましたか。

○藤田議員　　知っております。受益権。

○委員　　3月10日の委員会なんですけれど、「改めていただきたいなと思います」と、「思います」も入っているんですけど、思いますということは「改めていただきたい」というふうに言っているわけで、それは陳情を抑制する発言だとは思いませんか。

○藤田議員　　陳情を抑制するつもりは一切ありませんでした。

○委員　　つもりじゃなくて、相手にそういうふうに捉えられる表現かどうかということなんですよ。

○藤田議員　その前段の部分、先ほどから申し上げているようにリーフレットとかそういう部分で、要は誤解の部分もあったので、そういう形の発言になってしまったのかなと思います。

○委員　リーフレットの誤解というのは、どういう……。

○藤田議員　市民からの要望云々というところじゃないかなと思うんですけども、そもそも、陳情を抑制しようとかそういう意図で発言はしておりません、質疑の中で。あくまでも誤解を解いていただきたいという思いで発言をしたので。

○委員　じゃ、それはまた後で触れます。

2点目が、「正しい発言じゃない」ということなんですけれど、これは陳情を抑制する発言だとは思いませんか。

○藤田議員　いや、実際、これは我々議員に対してなんですけど、自治法にもありますように、個別の名前で悪口を言うとかそういうことは控えなきゃならないという部分で、委員会また本会議等ではあるので、私自身は、委員会の運営上の中で個別の発言で言われたことに対してはちょっと正しい発言じゃないのかなと私は思いましたので、ということで。その「正しい発言じゃない」というところだけじゃなくて、「なと私は思いましたので、その点についても」ということでお話をさせていただきました。

○委員　個別な部分もあるということなんですけれど、教育長って公人なんです。だから、個別というと、それこそ私生活でのことを取り上げて言うというのは、これはルール違反だなというふうには思うんですけど、しかし、例えば「市長、〇〇ですね」とかという質問は、じゃ市長って言っちゃいけないのかというと、そうではないわけですよ。吉田市長って言っちゃいけないということじゃないわけですよ。なので、「正しい発言じゃない」と言うのはおかしいんじゃないですかね。

○藤田議員　先ほどから、私のほうの解釈の部分だったかもしれないですが、委員会を進めるにおいて、委員長としてもそういう部分で、個別の悪口とかそういう部分を含めて発言を控えるような、そういう内容というのがありますので、あくまでもそれは、決して市民の方に当てはまるとかじゃないんですが、そういう部分がやはりあったので、個別の名前で批判するというのは委員会の中ではちょっと控えていただきたいというお話をさせていただいただけです。

○委員　批判というか、陳情の趣旨説明のことを言っているんだと思うんですけど、それは教育長に対して「こうだったんじゃないか」というふうに言っているわけであって、個別のことにはならないんじゃないですかね。公人のことなので、公人が仕事を——公務をしていることに対して「おかしいんじゃないですか」と言うのは、これは陳情をした場合、もっと進めてくれという陳情だったらそうかもしれないですけど、「おかしいんじゃないか」という陳情の場合は、それを言わないと陳情にならないんじゃないですか。

○藤田議員　すみません、その前の議事録の中にもあるんですが、実際、その陳情説明の中で「統合は法律のためのごとくえんきよくして伝えています。教育長は元教員だった方なのに、と

ても教育者とは思えない手法です」というような形とか、そういう発言があったので。要は、法律のためのえんきょくをしていたりとか、そういう部分というのがちょっとあったので。また、教育長という、公人かもしれませんが個別の名前を挙げての、特定できる方の名前を挙げてのご発言だったので、控えていただければなという思いでお話をさせていただきました。

○委員 法律のためのごとくえんきょくをして伝えているというのは、リーフレットで小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とするというのが掲載されていて、学校教育法施行規則41条では、その後、ただし書というのがあるんですよ。「ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない」。そこについては書いていないんですよ。だから、41条の自分の都合のいいところだけ書きちゃっているんじゃないですかという批判は当然出てくるんだと思うんですよ。そうしなきゃ陳情にならないわけで。そのただし書を書かなかったというのはおかしいんじゃないかということなんですけれど、それはおかしいというふうには思わないですか。

○藤田議員 教育長が全部やっているわけではないと思うんですけどね。その辺の部分が、元教員の方だったのに、とても教育者とは思えない手法だということで、決めつけて言われたことに対しての「ちょっと控えていただきたい」と。個別の名前じゃなくて全体を、そういう思いでその場は、立ち上がられて言われていた部分もあったので、そういう部分でちょっとお話をさせていただきました。その前段に、ちょっと質問ができないという形で、質問をされて、そのまま行かれた部分もあったので。

○委員 それとこれとは違うので。発言できないと言って発言したのと、「正しい発言じゃない」というのは全く別の問題で、立ち上がって発言したというのは、陳情者は発言するときは立ち上がるんですよ。だから、それは立ち上がったから悪いんじゃないくて、ルールの中で立ち上がったわけですね。立ち上がってまでって言い方をしているから、そうじゃないなど。だから、このリーフレットの中身について、ただし書を書いていなかったということはおかしいんじゃないかということを説明したんじゃないかなと思うんですよ。それに対して「正しい発言じゃない」と言うのは、やっぱり陳情を抑制する発言だと私は思います。

その後、「控えていただきたい」。「と思います」というのは続いていますけど、これも陳情を抑制する発言だと思いませんか。

○藤田議員 抑制するつもりで発言はしていません。

○委員 するつもりじゃないけれど、そういうふうに相手方に与えたというふうには思っていないですか。

○藤田議員 それは18日の部分も含めて、おわびをさせていただいていますので。

○委員 18日は、そこが含まれていないでしょう。

○藤田議員 「控えていただきたいなと思います」というのは……

○委員 「正しい発言じゃない」というのは、そのまま残っているんですよ。威圧的な発言をし

て申し訳ないということで、陳情を抑制したことについて申し訳ないということも言っていないと思うんですけど。

○委員長 第1回の記録の中に。3月18日の議事録。

○藤田議員 委員長、すみません。暫時休憩していただいていた方がいいですか。ちょっと調子が悪いので。

○委員長 今、藤田議員のほうからちょっと休憩をしたいということなので、暫時休憩いたします。

○委員長 再開いたします。

休憩中に藤田議員より体調が思わしくないとの申出がありました。委員長といたしましても、これ以上の質疑を続行することは難しいと判断いたしますので、本日の質疑はここで一旦終了することにいたします。

次回の開催日時については、正副委員長で協議の上、通知いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上で三浦市議会議員政治倫理審査会を散会いたします。ご苦労さまでした。
